

- ・ R6年度報酬改定の主な改正について

（令和6年度障害福祉サービス等報酬改定（障害児支援関係）改定事項の概要

（令和6年4月1日 こども家庭庁支援局障害児支援課作成）より抜粋）

7. (1) 基本報酬等の充実

① 基本報酬の見直し〔障害児相談支援〕※児者共通

- 機能強化型（継続）障害児支援利用援助費（Ⅰ）（Ⅱ）（Ⅲ）について、「協議会に定期的に参画し、関係機関等の連携の緊密化を図るために必要な取組を実施していること」及び「基幹相談支援センターが行う地域の相談支援体制の強化の取組に参画していること」を要件に加えるとともに、更に評価する。
- 複数事業所が協働で体制を確保することにより、機能強化型（継続）障害児支援利用援助費を算定できる場合の要件について、現行の内容に加えて、「地域生活支援拠点等に係る関係機関との連携体制を確保するとともに、協議会に定期的に参画していること」についても、対象に加える。
- 離島や過疎地等における取扱いとして、複数の事業所間が通常の相談支援の実施地域を越える場合や、当該事業所以外の主任相談支援専門員等により一定の指導・助言が行われる体制が確保されている場合も算定可能とする。

単位数（新旧）

【現行】 障害児支援利用援助費

(1) 機能強化型障害児支援利用援助費（Ⅰ）	2,027単位
(2) 機能強化型障害児支援利用援助費（Ⅱ）	1,927単位
(3) 機能強化型障害児支援利用援助費（Ⅲ）	1,842単位
(4) 機能強化型障害児支援利用援助費（Ⅳ）	1,792単位
(5) 障害児支援利用援助費（Ⅰ）	1,692単位
(6) 障害児支援利用援助費（Ⅱ）	815単位
継続障害児支援利用援助費	
(1) 機能強化型継続障害児支援利用援助費（Ⅰ）	1,724単位
(2) 機能強化型継続障害児支援利用援助費（Ⅱ）	1,624単位
(3) 機能強化型継続障害児支援利用援助費（Ⅲ）	1,527単位
(4) 機能強化型継続障害児支援利用援助費（Ⅳ）	1,476単位
(5) 継続障害児支援利用援助費（Ⅰ）	1,376単位
(6) 継続障害児支援利用援助費（Ⅱ）	662単位



【改定後】 障害児支援利用援助費

(1) 機能強化型障害児支援利用援助費（Ⅰ）	2,201単位
(2) 機能強化型障害児支援利用援助費（Ⅱ）	2,101単位
(3) 機能強化型障害児支援利用援助費（Ⅲ）	2,016単位
(4) 機能強化型障害児支援利用援助費（Ⅳ）	1,866単位
(5) 障害児支援利用援助費（Ⅰ）	1,766単位
(6) 障害児支援利用援助費（Ⅱ）	815単位
継続障害児支援利用援助費	
(1) 機能強化型継続障害児支援利用援助費（Ⅰ）	1,896単位
(2) 機能強化型継続障害児支援利用援助費（Ⅱ）	1,796単位
(3) 機能強化型継続障害児支援利用援助費（Ⅲ）	1,699単位
(4) 機能強化型継続障害児支援利用援助費（Ⅳ）	1,548単位
(5) 継続障害児支援利用援助費（Ⅰ）	1,448単位
(6) 継続障害児支援利用援助費（Ⅱ）	662単位

ポイント

- 機能強化型（継続）障害児支援利用援助費（Ⅰ）（Ⅱ）（Ⅲ）を算定する事業所の要件について、以下の下線の内容を追加する
 - ①協議会に定期的に参画し、関係機関等の連携の緊密化を図るために必要な取組を実施していること
 - ②基幹相談支援センターが行う地域の相談支援体制の強化の取組に参画していること
 - ③運営規程において、市町村により地域生活支援拠点等として位置付けられていることを定めていること又は地域生活支援拠点等に係る関係機関との連携体制を確保するとともに、協議会に定期的に参画していること（複数事業所が協働で体制を確保する場合の要件に選択肢を追加）
- 経過措置として、改正前に機能強化型障害児支援利用援助費を算定していた事業所においては、令和7年3月31日までの間は、上記①及び②の要件を満たしているものとみなす
- 令和9年3月31日までの間は、以下のとおり取り扱う
 - ・上記②の要件について、令和9年3月31日までの間において、市町村が基幹相談支援センターを設置していない場合においては、地域の相談支援の中核を担う機関として市町村長が認める指定特定相談支援事業所等が行う地域の相談支援体制の強化の取組に参画していることとする
 - ・上記③の要件について、令和9年3月31日までの間において、市町村が地域生活支援拠点等を整備していない場合は、地域生活支援拠点等に係る関係機関との連携体制を確保することに代えて、緊急の事態等への対処及び地域における生活に移行するための活動に関する取組に協力することで足りるものとする
- 特別地域加算の対象地域に所在する事業所のうち、従業員の確保が著しく困難な地域に所在する指定障害児相談支援事業所においては、都道府県と連携した上で市町村が認める場合、配置される常勤の相談支援専門員のうち1名以上が相談支援従事者現任研修を修了していることに代えて、当該相談支援事業所以外に配置される主任相談支援専門員等により一定の指導及び助言が行われる体制が確保されていることで足りるものとする

7. (1) 基本報酬等の充実

②主任相談支援専門員配置加算【見直し】〔障害児相談支援〕※児者共通

○ 主任相談支援専門員配置加算について、新たな区分を創設し、地域の相談支援の中核的な役割を担う指定障害児相談支援事業所等において、主任相談支援専門員が地域の相談支援事業所の従事者に対し、その資質の向上のため指導・助言を実施している場合、更に評価する。

単位数（新旧）

【現行】
主任相談支援専門員配置加算 100単位/月
※ 主任相談支援専門員を事業所に配置した上で、事業所の従業者等に対し当該主任相談支援専門員がその資質の向上のために研修を実施した場合に加算する。



【改定後】
主任相談支援専門員配置加算
主任相談支援専門員配置加算（Ⅰ） 300単位/月
※ 地域の相談支援の中核的な役割を担う指定障害児相談支援事業所等であって、主任相談支援専門員を当該事業所に配置した上で、当該主任相談支援専門員が、当該事業所の従業者及びその他の相談支援事業所の従事者に対し、その資質の向上のため指導・助言を実施している場合に加算する。
主任相談支援専門員配置加算（Ⅱ） 100単位/月
※ 主任相談支援専門員を事業所に配置した上で、当該主任相談支援専門員が、当該事業所又はその他の相談支援事業所の従業者に対し、その資質の向上のために研修を実施した場合に加算する。

ポイント

要・市町村への届出（主任相談支援専門員の配置）

○ 本加算は、常勤かつ専従の主任相談支援専門員を1名以上配置し、当該主任相談支援専門員が当該事業所や地域の事業所の従業者等に対し資質向上のための研修・助言指導を行う体制を整備している場合に、算定するもの（加算Ⅰは基幹相談支援センター等地域の中核を担う事業所、加算Ⅱはその他の事業所を評価）

- 【主な要件】
- ・基幹相談支援センターの委託を受けている事業所、児童発達支援センターと一体的に運営される事業所、又は地域の相談支援の中核を担う機関として市町村が認める事業所であること（加算Ⅰのみ）
 - ・常勤かつ専従の主任相談支援専門員を1名以上配置していること
 - ・従業者等に対する研修・助言指導を行う以下の体制を整備していること
 - ・利用者に関する情報又はサービス提供に当たっての留意事項に係る伝達等を目的とした会議の開催
 - ・新規に採用した全ての相談支援専門員に対する主任相談支援専門員の同行による研修の実施
 - ・当該事業所の全ての相談支援専門員に対する地域づくり、人材育成、困難事例への対応等、総合的かつ適切な利用支援等の援助技術の向上を目的とした指導・助言
 - ・基幹相談支援センターが実施する地域の事業所の人材育成や支援の質の向上のための取組の支援への協力（加算Ⅰは基幹相談支援センターと共同で実施、加算Ⅱは協力することが望ましい）
 - ※以上の取組を、加算Ⅰは自事業所及び他事業所の従業者に対して、加算Ⅱは自事業所又は他事業所の従業者に対して（いずれか必須）実施する
 - ・体制が整備されている旨を掲示・公表していること

○主任相談支援専門員は、原則専従であるが、同一敷地内にある計画相談支援、自立生活援助、地域移行支援、地域定着支援等の職務との兼務可

【参照法令等】
報酬告示（126）：別表の4 基準告示（181）：第4号

7. (1) 基本報酬等の充実

③地域体制強化共同支援加算【見直し】〔障害児相談支援〕※児者共通

○ 地域体制強化共同支援加算の算定要件について、現行の内容に加えて、「地域生活支援拠点等に係る関係機関との連携体制を確保した上で、協議会に定期的に参画すること」についても、対象に加える。

単位数（新旧）

【現行】
地域体制強化共同支援加算 2000単位/月
※事業所の要件として、運営規程において、市町村により地域生活支援拠点等として位置付けられていることを定めていること



【改定後】
地域体制強化共同支援加算 2000単位/月
※事業所の要件として、運営規程において、市町村により地域生活支援拠点等として位置付けられていることを定めていること又は地域生活支援拠点等に係る関係機関との連携体制を確保するとともに、協議会に定期的に参画していること。
※ 令和9月31日までの間において、市町村が地域生活支援拠点等を整備していない場合は、地域生活支援拠点等に係る関係機関との連携体制を確保することに代えて、緊急の事態等への対処及び地域における生活に移行するための活動に関する取組に協力することで足りるものとする。

ポイント

要・市町村への基準適合の届出（地域生活支援拠点等への位置付け 又は 地域生活支援拠点等との連携体制確保・協議会への定期的な参画）

○本加算は、相談支援事業所が把握した障害児の個別の課題から地域の課題を抽出し、協議会に参画した上で、地域の様々なニーズに対応できるサービス提供体制の確保や、地域の社会資源の連携体制の構築に向けた検討を推進する取組を行った場合に算定するもの。

- 【主な要件】
- ・事業所の要件として、①運営規程において、市町村により地域生活支援拠点等として位置付けられていることを定めていること、又は、②地域生活支援拠点等に係る関係機関との連携体制を確保する（令和8年度末までは、地域生活支援拠点等が整備されていない場合は、緊急の事態等への対処及び地域における生活に移行するための活動に関する取組に協力することで足りる）とともに、協議会に定期的に参画していること
 - ・支援が困難な対象者に、事業所の相談支援専門員又は相談支援員と、福祉サービスを提供する事業所の職員等（支援関係者）が、3者以上による会議により情報共有及び支援内容を検討し、在宅での療養又は地域において生活する上で必要となる説明などの必要な支援を共同して実施するとともに、地域課題を整理し、協議会に報告を行うこと
 - ・加算の対象となる会議、対象者に対する説明等の必要な支援を行った場合には、その内容を記録すること。市町村から求めがあった場合には提出すること

○本加算で協議会へ報告する事例は、障害児・家族の支援に当たって地域における課題があるものであって、当該課題の解決に当たって、広く関係者間で検討等を行う必要があるものであることに留意して事例の選定を行うこと。なお、協議会への報告の内容等については、「（自立支援）協議会の設置・運営ガイドライン」を参照すること

○加算算定の相談支援事業所は、それ以外の支援関係者が支援に当たり要した費用を負担することが望ましい

【参照法令等】
報酬告示（126）：別表の17 基準告示（181）：第4号

7. (2) 医療等の多機関連携のための加算の拡充等

① 医療・保育・教育機関等連携加算【見直し】〔障害児相談支援〕※児者共通

○ 医療・保育・教育機関等連携加算について、モニタリング時においても算定を可能とする。また、利用者の通院に同行し障害児等の状況を情報提供する場合や、関係機関等からの求めに応じて障害児等の状況を情報提供する場合も加算の対象とするとともに、これらの場合について、一定の上限を設けた上で複数回の算定を可能とする。さらに、連携の対象に訪問看護の事業所を加える。

単位数（新旧）

【現行】
医療・保育・教育機関等連携加算 100単位/月
※ 福祉サービス等提供機関（障害福祉サービス等を除く）の職員等と面談を行い、障害児に関する必要な情報の提供を受けた上で、障害児支援利用計画を作成した場合に加算する。



【改定後】
医療・保育・教育機関等連携加算 300単位/月（①-Ⅱ、②）
200単位/月（①-I） 150単位/月（③）
※ 指定（継続）障害児支援利用援助を実施する月において、次の①～③のいずれかの業務を行った場合に加算
①福祉サービス等提供機関の職員等と面談又は会議を行い、障害児等に関する必要な情報の提供を受けた上で、以下を行った場合
I 指定障害児支援利用援助 II 指定継続障害児支援利用援助
②障害児が病院等に通院するに当たり、病院等を訪問し、当該病院等の職員に対して、利用者の心身の状況、生活環境等の利用者に係る必要な情報を提供した場合
③福祉サービス等提供機関からの求めに応じて、福祉サービス等提供機関に対して障害児に関する必要な情報を提供した場合

ポイント

- 本加算は、障害児の関係機関との日常的な連携体制を構築するとともに、障害児の状態や支援方法の共有を行った場合に算定するもの
【主な要件】
 - <①福祉サービス等提供機関の職員との面談等による障害児支援利用計画の作成又はモニタリング> ※1月に1回を限度
 - ・福祉サービス等提供機関（障害福祉サービス等事業者を除く。例：保育所、学校、児童相談所、医療機関、訪問看護事業所等）の職員との面談又は会議により、障害児等に関する必要な情報の提供を受けた上で、障害児支援利用計画の作成又は見直し、モニタリングを行うこと（会議はオンラインの活用可。障害福祉サービス等以外の福祉サービス等提供機関（障害児支援利用計画に計画されている機関等が原則）の参加によるサービス担当者会議による算定も可）
 - ・初回加算を算定する場合、退院・退所加算を算定し退院等する施設のみから情報提供を受ける場合は算定不可
 - <②障害児への通院同行> ※1月に3回を限度。同一の病院等については1月に1回を限度
 - ・障害児が病院等に通院するに当たり、通院に同行して病院等を訪問し、当該病院等の職員に対して障害児に係る必要な情報（※）を提供すること
※当該障害児の基本情報、状態、支援における留意点等、家族・世帯の状況、生活の状況、受診・服薬の状況、支援の利用状況、障害児支援利用計画の内容等
 - <③福祉サービス等提供機関への情報提供> ※①病院等・訪問看護事業所、②それ以外の福祉サービス等提供機関 ごとに1月に1回を限度
 - ・福祉サービス等提供機関からの求めに応じて障害児に関する必要な情報を提供すること
- 本加算の算定場面に限らず、関係機関との日常的な連絡調整に努めること
- 情報提供等を行った場合には、相手や日時、その内容の要旨、障害児支援計画に反映されるべき内容に関する記録を作成すること。当該記録について、市町村から求めがあった場合には提出すること

【参照法令等】
報酬告示（126）：別表の8

7. (2) 医療等の多機関連携のための加算の拡充等

②集中支援加算【見直し】〔障害児相談支援〕※児者共通

- 集中支援加算について、障害児の通院に同行し障害者等の状況を情報提供する場合や、関係機関等からの求めに応じて障害児の状況を情報提供する場合も加算の対象とするとともに、これらの場合について、一定の上限を設けた上で複数回の算定を可能とする。また、連携の対象に訪問看護の事業所を加える。
- 加算の要件である障害児への居宅訪問の一部について、テレビ電話装置等による面談の場合も算定可能とする。（ただし、月1回は対面による訪問を要件とする）

単位数（新旧）

【現行】
 集中支援加算 300単位/月
 ※指定（継続）サービス利用支援を実施する月以外の月において、次の①～③のいずれかの業務を行った場合に加算
 ①障害福祉サービス等の利用に関して、障害児の保護者等の求めに応じ、月に2回以上、利用者の居宅を訪問し、利用者及び家族に面接する場合
 ②・③ （略）



【改定後】
 集中支援加算 300単位/月（①～④）
 150単位/月（⑤）
 ※指定（継続）サービス利用支援を実施する月以外の月において、次の①～⑤のいずれかの業務を行った場合に加算
 ①障害福祉サービス等の利用に関して、障害児の保護者等の求めに応じ、月に2回以上、障害児の居宅等を訪問し、障害児及び家族に面接する場合（テレビ電話装置等を活用して面接した場合を含む。ただし、月に1回は障害児の居宅を訪問し、面接することを要する。）
 ②・③ （略）
 ④障害児が病院等に通院するに当たり、病院等を訪問し、当該病院等の職員に対して、利用者の心身の状況、生活環境等の障害児に係る必要な情報を提供した場合（算定回数については、月3回、同一の病院等については月1回を限度とする。）
 ⑤福祉サービス等提供機関からの求めに応じて、福祉サービス等提供機関に対して障害児に関する必要な情報を提供した場合（病院及び訪問看護の事業所又はそれ以外の福祉サービス等提供機関の区分ごとに、それぞれ月1回を限度とする。）

ポイント

- 本加算は、計画決定月及びモニタリングの対象月以外において、障害児に対して支援を行った場合に算定するもの
- 障害児の居宅等を訪問し障害児及び家族に面接する場合について、オンラインの活用を可能とする（ただし、月に1回は居宅への訪問が必要）
- また、今回の改定において、障害児への通院同行及び福祉サービス等提供機関への情報提供について、医療・保育・教育機関等連携加算において評価を行うこととしたことを踏まえ、計画決定月及びモニタリングの対象月以外のこれらの支援についても、集中支援加算により評価を行うこととしたもの（計画決定月及びモニタリングの対象月は医療・保育・教育機関等連携加算を算定、それ以外の月は集中支援加算を算定）
- 今回追加された障害児への通院同行及び福祉サービス等提供機関への情報提供の算定要件等については、医療・保育・教育機関等連携加算を参照

【参照法令等】
報酬告示（126）：別表の9

7. (2) 医療等の多機関連携のための加算の拡充等

③入院時情報連携加算／④退院・退所加算／⑤保育・教育等移行支援加算【見直し】〔障害児相談支援〕※児者共通

- 関係機関への訪問や情報提供等を評価する各種加算について、関係機関への訪問による本人の状況説明や各種調整に伴う業務負担を踏まえ、単位数を引き上げる。
- 保育・教育等移行支援加算について、要件である障害児への居宅訪問の一部について、テレビ電話装置等による面談の場合も算定可能とする。（ただし、月1回は対面による訪問を要件とする）

単位数（新旧）

【現行】

入院時情報連携加算	
入院時情報連携加算（Ⅰ）	200単位／月
入院時情報連携加算（Ⅱ）	100単位／月
退院・退所加算	200単位／月
保育・教育等移行支援加算	300単位／月（①、②） 100単位／月（③）

※新たに就学・進学・雇用される障害児について、就学等する先への引継に一定期間を要するものに対し、次の①～③のいずれかの業務を行った場合に加算

- ①月に2回以上、障害児の居宅を訪問し、障害児及びその家族に面接する場合
- ②関係機関が開催する会議に参加した場合
- ③他機関との連携に当たり、障害児の心身の状況等の必要な情報を提供する場合



【改定後】

入院時情報連携加算	
入院時情報連携加算（Ⅰ）	<u>300単位／月</u>
入院時情報連携加算（Ⅱ）	<u>150単位／月</u>
退院・退所加算	<u>300単位／月</u>
保育・教育等移行支援加算	300単位／月（①、②） <u>150単位／月（③）</u>

※新たに就学・進学・雇用される障害児について、就学等する先への引継に一定期間を要するものに対し、次の①～③のいずれかの業務を行った場合に加算

- ①月に2回以上、障害児の居宅を訪問し、障害児及びその家族に面接する場合（テレビ電話装置等を活用して面接した場合を含む。ただし、月に1回は障害児の居宅を訪問し、面接することを要する。）
- ②関係機関が開催する会議に参加した場合
- ③他機関との連携に当たり、障害児の心身の状況等の必要な情報を提供する場合（単位数の変更のみ）

ポイント

- 入院時情報連携加算、退院・退所加算、保育・教育等移行支援加算について、単位数の引き上げを行うもの
- 保育・教育等移行支援加算について、障害児の居宅等を訪問し障害児及び家族に面接する場合について、オンラインの活用を可能とする（ただし、月に1回は居宅への訪問が必要）

【参照法令等】
報酬告示（126）：別表の5（入院時情報連携加算）、6（退院・退所加算）、7（保育・教育等移行支援加算）

7. (2) 医療等の多機関連携のための加算の拡充等

⑥ 要医療児者支援体制加算【見直し】〔障害児相談支援〕※児者共通

○ 要医療児者支援体制加算について、新たな区分を創設し、実際に医療的ケアを必要とする障害児者等に対して相談支援を行っている事業所については更に評価することとし、それ以外の事業所については、報酬単価を見直す。

単位数（新旧）

【現行】
 要医療児者支援体制加算 35単位/月
 ※医療的ケア児等コーディネーター養成研修を修了した相談支援専門員を事業所に配置した上で、その旨を公表している場合に加算する。



【改定後】
 要医療児者支援体制加算
要医療児者支援体制加算（Ⅰ） 60単位/月
 ※医療的ケア児等コーディネーター養成研修を修了した相談支援専門員を事業所に配置した上で、その旨を公表しており、かつ、当該相談支援専門員により、医療的ケア児者に対して現に指定障害児相談支援を行っている場合に加算する
要医療児者支援体制加算（Ⅱ） 30単位/月
 ※医療的ケア児等コーディネーター養成研修を修了した相談支援専門員を事業所に配置した上で、その旨を公表している場合に加算する。

ポイント

要・市町村への基準適合の届出（研修修了者の配置等）

○本加算は、医療的ケア児に対して適切な障害児相談支援を実施するために、医療的ケア児への支援に知見を有する相談支援専門員を配置し、当該児への支援を適切に対応できる体制が整備されている場合に、算定するもの

- 【主な要件】
- ・医療的ケア児等コーディネーター養成研修を修了した相談支援専門員を1名以上配置していること
 - ・医療的ケア児等コーディネーター養成研修修了者を配置している旨を公表していること
 - ・〔加算Ⅰのみの要件〕医療的ケア児等コーディネーター養成研修修了者が、医療的ケア児の保護者に対して、現に指定障害児相談支援を行っていること
 ※「現に支援を行っていること」とは、前6月に医療的ケア児に対して指定障害児相談支援を行っていること
 ※一体的に実施する指定特定相談支援事業所において医療的ケアを必要とする者又は医療的ケア児に対して指定計画相談支援を行っている場合も含む

○本加算は体制の整備を評価する加算であり、医療的ケア児のみでなく、全ての利用者について加算することができる

○医療的ケア児の保護者から利用申込みがあった場合に、障害特性に対応できないことを理由にサービス提供を拒むことは認められない

【参照法令等】
 報酬告示（126）：別表の13 基準告示（181）：第7号

7. (2) 医療等の多機関連携のための加算の拡充等

⑦ 行動障害支援体制加算【見直し】〔障害児相談支援〕※児者共通

○ 行動障害支援体制加算について、新たな区分を創設し、実際に行動障害についての専門的な支援を必要とする障害児者等に対して相談支援を行っている事業所については更に評価することとし、それ以外の事業所については、報酬単価を見直す。

単位数（新旧）

【現行】
 行動障害支援体制加算 35単位/月
 ※強度行動障害支援者養成研修（実践研修）を修了した相談支援専門員を事業所に配置した上で、その旨を公表している場合に加算する。



【改定後】
 行動障害支援体制加算
行動障害支援体制加算（Ⅰ） 60単位/月
 ※強度行動障害支援者養成研修（実践研修）を修了した相談支援専門員を事業所に配置した上で、その旨を公表しており、かつ、当該相談支援専門員により、強度行動障害を有する児（児基準20点以上）に対して現に指定障害児相談支援を行っている場合に加算する。
 行動障害支援体制加算（Ⅱ） 30単位/月
 ※強度行動障害支援者養成研修（実践研修）を修了した相談支援専門員を事業所に配置した上で、その旨を公表している場合に加算する。

ポイント 要・市町村への基準適合の届出（研修修了者の配置等）

○本加算は、行動障害を有する児に対して適切な障害児相談支援を実施するために、行動障害を有する児への支援に知見を有する相談支援専門員を配置し、当該児への支援を適切に対応できる体制が整備されている場合に、算定するもの

- 【主な要件】
- ・強度行動障害支援者養成研修（実践研修）を修了した相談支援専門員を1名以上配置していること
 ※行動援護従業者養成研修でも可
 - ・実践研修修了者を配置している旨を公表していること
 - ・〔加算Ⅰのみの要件〕実践研修修了者が、強度行動障害を有する児（児基準20点以上）の保護者に対して、現に指定障害児相談支援を行っていること
 ※「現に支援を行っていること」とは、前6月に強度行動障害児に対して指定障害児相談支援を行っていること
 ※一体的に実施する指定特定相談支援事業所において強度行動障害を有する者（区分3以上かつ行動関連項目10点以上）又は強度行動障害を有する児に対して指定計画相談支援を行っている場合も含む

○本加算は体制の整備を評価する加算であり、強度行動障害を有する児のみでなく、全ての利用者について加算することができる

○行動障害を有する児の保護者から利用申込みがあった場合に、障害特性に対応できないことを理由にサービス提供を拒むことは認められない

【参照法令等】
 報酬告示（126）：別表の12 基準告示（181）：第6号

7. (2) 医療等の多機関連携のための加算の拡充等

⑨精神障害者支援体制加算【見直し】〔障害児相談支援〕※児者共通

○ 精神障害者支援体制加算について、新たな区分を創設し、実際に精神障害の専門的な知見を有する者による支援を必要とする障害児者等に対して相談支援を行っている事業所については更に評価することとし、それ以外の事業所については、報酬単価を見直す。

単位数（新旧）

【現行】
精神障害者支援体制加算 35単位/月
※地域生活支援事業による精神障害者の障害特性及びこれに応じた支援技法等に関する研修を修了した相談支援専門員を事業所に配置した上で、その旨を公表している場合に加算する。



【改定後】
精神障害者支援体制加算
精神障害者支援体制加算（Ⅰ） 60単位/月
※以下のいずれも満たす場合に加算する。
・地域生活支援事業による精神障害者の障害特性及びこれに応じた支援技法等に関する研修を修了した相談支援専門員を事業所に配置した上で、その旨を公表している場合。
・精神疾患を有する患者であって重点的な支援を要するものに対して支援を行う病院等又は訪問看護ステーション等であって、障害児が通院又は利用するものの保健師、看護師又は精神保健福祉士と連携する体制が構築されており、かつ、当該相談支援専門員により、精神に障害のある児に対して現に指定障害児相談支援を行っている場合。
精神障害者支援体制加算（Ⅱ） 30単位/月
※地域生活支援事業による精神障害者の障害特性及びこれに応じた支援技法等に関する研修を修了した相談支援専門員を事業所に配置した上で、その旨を公表している場合に加算する。

ポイント

要・市町村への基準適合の届出（研修修了者の配置等）

○本加算は、精神に障害のある児に対して適切な障害児相談支援を実施するために、精神に障害のある児への知見を有する相談支援専門員を配置し、当該児への支援を適切に対応できる体制が整備されている場合に、算定するもの

- 【主な要件】
- ・地域生活支援事業による精神障害者の障害特性およびこれに応じた支援技法等に関する研修（精神障害関係従事者養成研修等）を修了した相談支援専門員を1名以上配置していること
 - ・当該研修修了者を配置している旨を公表していること
- 〔以下、加算Ⅰのみの要件〕
- ・当該研修修了者が、精神に障害のある児の保護者に対して、現に指定障害児相談支援を行っていること
※「現に支援を行っていること」とは、前6月に精神に障害のある児に対して指定障害児相談支援を行っていること
 - ※一体的に実施する指定特定相談支援事業所において精神障害者又は精神に障害のある児に対して指定計画相談支援を行っている場合も含む
 - ・当該精神に障害のある児が通院する病院等や利用する訪問看護事業所の保健師・看護師又は精神保健福祉士と連携する体制が確保されていること
※療養生活継続支援加算を算定している病院等、精神科重症患者支援管理連携加算の届出をしている訪看事業所であり、障害児が前1年以内に通院又は利用していることが必要
 - ※少なくとも1年に1回以上、当該関係者で面談又は会議を行い、当該児の支援に関して検討を行っていること

○本加算は体制の整備を評価する加算であり、精神に障害を有する児のみでなく、全ての利用者について加算することができる

○精神障害のある児の保護者から利用申込みがあった場合に、障害特性に対応できないことを理由にサービス提供を拒むことは認められない

【参照法令等】
報酬告示（126）：別表の14 基準告示（181）：第8号

7. (2) 医療等の多機関連携のための加算の拡充等

⑩ 高次脳機能障害支援体制加算【新設】〔障害児相談支援〕※児者共通

○高次脳機能障害に関する研修を受講した常勤の相談支援専門員を配置する事業所を評価する。

単位数 (新旧)

【現行】
なし



【改定後】
高次脳機能障害支援体制加算【新設】
高次脳機能障害支援体制加算 (I) 60単位/日
※高次脳機能障害支援者養成研修を修了した相談支援専門員を事業所に配置した上で、その旨を公表しており、かつ、当該相談支援専門員により、高次脳機能障害を有する利用者に対して現に指定計画相談支援を行っている場合に加算する。
高次脳機能障害支援体制加算 (II) 30単位/日
※高次脳機能障害支援者養成研修を修了した相談支援専門員を事業所に配置した上で、その旨を公表している場合に加算する。

ポイント

要・市町村への基準適合の届出 (研修修了者の配置等)

○本加算は、高次脳機能障害を有する児に対して適切な障害児相談支援を実施するために、高次脳機能障害を有する児への支援に知見を有する相談支援専門員を配置し、当該児への支援を適切に対応できる体制が整備されている場合に、算定するもの

- 【主な要件】
- ・高次脳機能障害支援者養成研修 (実践研修) 又は同研修に準ずるものとして都道府県知事が同等以上の内容と認める研修を修了した相談支援専門員を1名以上配置していること
 - ・当該研修修了者を配置している旨を公表していること
 - ・〔加算 I のみの要件〕当該研修修了者が、高次脳機能障害を有する児の保護者に対して、現に指定障害児相談支援を行っていること
 - ※「現に支援を行っていること」とは、前6月に高次脳機能障害を有する児に対して指定障害児相談支援を行っていること
 - ※一体的に実施する指定特定相談支援事業所において高次脳機能障害を有する者又は高次脳機能障害を有する児に対して指定計画相談支援を行っている場合も含む

○本加算は体制の整備を評価する加算であり、高次脳機能障害を有する児のみでなく、全ての利用者について加算することができる

○高次脳機能障害を有する児の保護者から利用申込みがあった場合に、障害特性に対応できないことを理由にサービス提供を拒むことは認められない

○高次脳機能障害を有する児とは、脳の器質的病変の原因となる事故による受傷や疾病の発症の事実が確認され、かつ、日常生活又は社会生活に制約があり、その主たる原因が記憶障害、注意障害、遂行機能障害、社会的行動障害等の認知障害である児をいう。医師の意見書や診断書で高次脳機能障害の診断があることを確認すること (支給決定や手帳の情報も活用)

【参照法令等】
報酬告示 (126) : 別表の14の2 基準告示 (181) : 第9号

③ICTの活用等（初回加算等の見直し）〔障害児相談支援〕※児者共通

- 以下の加算の要件である障害児への居宅訪問の一部について、テレビ電話装置等による面談の場合も算定可能とする。（ただし、月1回は対面による訪問を要件とする）
- ・初回加算（契約日から3月を経過する日以降に、月2回以上、障害児の居宅を訪問して面接した場合）
 - ・集中支援加算（計画作成月・モニタリング月以外において、月2回以上居宅訪問した場合）
 - ・保育・教育等移行支援加算（月2回以上居宅訪問した場合）

単位数（新旧）

【現行】

初回加算 500単位/月

※新規に障害児支援利用計画を作成する場合

※契約日から3月経過以降、月2回以上、障害児の居宅を訪問し、障害児及びその家族と面接を行った場合は、当該面接をした月分の単位数をさらに加算する。



【改定後】

初回加算 500単位/月

※新規に障害児支援利用計画を作成する場合

※契約日から3月経過以降、月2回以上、障害児の居宅を訪問し、障害児及びその家族と面接を行った場合（テレビ電話装置等を活用して面接した場合を含む。ただし、月に1回は障害児の居宅を訪問し、面接することを要する。）は、当該面接をした月分の単位数をさらに加算する。

※集中支援加算、保育・教育等移行支援加算についても同様の見直し。

ポイント

- 初回加算、集中的支援加算、保育・教育等移行支援加算について、障害児の居宅を訪問し障害児及び家族に面接する場合について、オンラインの活用を可能とする（ただし、月に1回は居宅への訪問が必要）

※集中的支援加算については7（2）②、保育・教育等移行支援加算については7（2）⑤を参照

- オンラインを活用する場合には、障害児等の面接方法に係る意向を確認するとともに、居宅を訪問しての面接を希望する場合は、居宅を訪問しての面接を行うよう努めること

【参照法令等】

報酬告示（126）：別表の3（初回加算）、7（保育・教育等移行支援加算）、9（集中支援加算）

④ 離島や過疎地等における取扱い（遠隔地訪問加算【新設】等）〔障害児相談支援〕※児者共通

- 離島や過疎地など特別地域加算の算定対象となる地域においては、都道府県と連携した上で市町村が認める場合、以下の取扱いを可能とする。
 - ・ 居宅訪問や事業所訪問を要件とする各種加算について、障害児相談支援事業所と訪問する居宅等のある間に一定の距離がある場合は更に評価する。
 - ・ 機能強化型の基本報酬の算定について、複数の事業所間が通常の相談支援の実施地域を越える場合や、当該事業所以外の主任相談支援専門員等により一定の指導・助言が行われる体制が確保されている場合も算定可能とする。（※7（1）①参照）

単位数（新旧）

【現行】
なし

【改定後】

遠隔地訪問加算【新設】 300単位/回

- ※特別地域加算の対象区域に所在し、かつ、障害児相談支援事業所との間に一定の距離がある障害児の居宅、病院等その他機関を訪問して、以下の加算を算定する場合に、これらの加算の算定回数に応じて加算する。
- ・ 初回加算（契約日から3月を経過する日以降に、月2回以上、障害児の居宅を訪問して面接した場合に限る。当該面接をした月数に応じて加算する。）
 - ・ 入院時情報連携加算（病院等への訪問による情報提供に限る。）
 - ・ 退院・退所加算
 - ・ 保育・教育等移行支援加算（障害児の居宅への訪問により面接する場合に限る。）
 - ・ 医療・保育教育機関等連携加算（福祉サービス等提供機関への訪問により情報提供を受ける場合、障害児が病院等に通院するに当たり、病院等への訪問により情報提供する場合に限る。）
 - ・ 集中支援加算（障害児の居宅への訪問により面接する場合、障害児が病院等に通院するに当たり、病院等への訪問により情報提供する場合に限る。）

ポイント

- 遠隔地訪問加算は、特別地域に所在し、指定障害児相談支援事業所との間に一定の距離がある障害児等の居宅その他機関を訪問して所定の支援等を行う場合、当該訪問に相当な時間及び費用の負担が生じることを踏まえて評価するもの
- 「一定の距離」については、訪問に片道概ね1時間以上を要する距離とする。なお、当該時間については、交通機関の運行頻度が少ない等により、合理的経路かつ最短時間となる移動方法を選択した場合の待機時間も含むものであること
- 算定は、300単位に各加算の回数を乗じて行う（初回加算は3を限度）

【参照法令等】

報酬告示（126）：別表の18（遠隔地訪問加算）

報酬について（6）

➤ 令和7年度の主な変更点①

- ・ 機能強化型の基本報酬（Ⅰ）～（Ⅲ）を算定するためには、以下の要件①と②を必ず満たすことが必要。

①協議会に定期的に参画し、関係機関等の連携の緊密化を図るために必要な取組を実施していること。

②基幹相談支援センターが行う地域の相談支援体制の強化の取組に参画していること。

※令和7年3月31日までの間は経過措置として、①、②の要件を満たしているものとみなされていた。

報酬について（7）

➤ 令和7年度の主な変更点②

- ・ 感染症又は非常災害のいずれか又は両方の業務継続計画が未策定の場合、業務継続計画未策定減算を適用。

※令和7年3月31日までの間は経過措置として、減算の適用なし。